様式第２号(第７条関係)

常滑市立小・中学校における第３子以降給食費無償化変更申請書

　　　　年　　月　　日

（宛先）常滑市長

（保護者）住　所　常滑市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　下記のとおり変更がありましたので、変更の申請をします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児童生徒の氏名 | 学校名 | 学年 |
|  | 学校 | 年 |
| 変更事項 |
| 【該当しなくなった項目にチェックをしてください。】□　中学生以下の子が３人未満となった。□　年齢の高い方から数えて３番目以降の子が、給食が提供される市内市立小・中学校に通学しなくなった。□　保護者と無償化の対象となる子が、市内に住所を有しなくなった又は（市内に住所を有しているが）生計を一にしなくなった。□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

【参考】常滑市立小・中学校における第３子以降給食費無償化事業実施取扱要綱

（対象者）

第３条　無償化の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第３子以降の児童又は生徒（以下「対象児童等」という。）の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　中学生以下の子が３人以上いる者

(２)　年齢の高い方から数えて３番目以降の子が、給食が提供される市内市立小・中学校に通学している者

(３)　保護者と対象児童等が、市内に住所を有し、生計を一にしている者（単身赴任等特別な事情がある場合を除く。）

(４)　生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助又は常滑市就学援助費取扱要綱（平成26年常滑市教育委員会要綱第１号）に基づく就学援助により、学校給食の支援を受けていない者

(５)　学校における給食費を滞納していない者